
手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書

－ 自主行動計画の最終目標達成に向けて －

(2025 年度)

2026 年 3 月 27 日

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会

(事務局：一般社団法人 全国銀行協会)

検討会メンバー

2026年3月27日時点

委員	神作 裕之	学習院大学法学部法学科教授
	小出 篤	早稲田大学法学部教授
	小林 明彦	片岡総合法律事務所パートナー弁護士／中央大学法科大学院教授
	松本 憲治	日本商工会議所中小企業振興部長
	大澤 良介	全国商工会連合会産業政策部産業政策課長
	嶋田 一郎	全国中小企業団体中央会政策推進部副部長
	赤堀 一成	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部主幹
	三浦 知宏	金融庁監督局銀行第一課長
	河原 圭	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	小高 篤志	中小企業庁事業環境部取引課長
	中村 有志	(株)みずほ銀行執行役員事務企画部長
	佐伯 哲哉	(株)三菱UFJ銀行執行役員事務企画部長
	内藤 泰介	(株)三井住友銀行執行役員事務統括部長
	木村 明彦	(株)横浜銀行事務サービス部長
	新居田基彦	(株)愛媛銀行事務システム部長
	千葉 悦子	三菱UFJ信託銀行(株)リテール企画推進部長
	福山 佳寿	一般社団法人全国信用金庫協会業務推進部長
	井古田祐司	一般社団法人全国信用組合中央協会調査企画部担当部長
	高木 一	労働金庫連合会業務部長
	藤山 裕之	農林中央金庫JAバンク業務革新部部長
	中田 直之	(株)商工組合中央金庫業務改革部長
	土師 潤	(株)全銀電子債権ネットワーク代表執行役社長
オブザーバー	植田 暁	(株)NTTデータ第三金融事業本部 決済ITサービス事業部第四統括部 決済システム担当部長
	齋藤 健	(株)日立製作所金融システム営業統括本部金融営業第二本部担当部長
	市嶋 敏博	BIPROGY(株)ファイナンシャルサービス第一事業部営業二部長
	宇野 直紀	法務省民事局参事官
	伊豆田耕平	日本銀行決済機構局決済システム課オーバーサイトグループ長
	東 秀一	(株)ゆうちょ銀行事務統括部長

事務局 金子 洋平 一般社団法人全国銀行協会委員会室長
((株) 三菱 UFJ 銀行経営企画部会長行室長)
内田 浩示 一般社団法人全国銀行協会事務局長兼事務・決済システム部長
(敬称略)

<目次>

1. 序文	4
2. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画の概要	5
3. 政府の動向	5
4. 2025 年度 of 取組み	8
(1) 手形・小切手の交換枚数の削減状況	8
(2) 全銀協の取組み（でんさいネット、政府・産業界・金融界等との連携含む） ..	9
① 全銀協・でんさいネットで連携した周知・広報活動	9
② 各金融機関の取組みを後押しするための情報提供	11
(3) でんさいネットの取組み	14
① でんさい発生記録請求件数の推移等	14
② でんさいライトの拡大	14
③ 手形利用企業数等の実態調査の実施	15
(4) 金融機関の取組み	16
① 自主行動計画における評価項目にもとづく各金融機関における取組状況 ..	16
② 手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況	18
(5) 産業界における取組状況（自主行動計画のフォローアップ状況） ...	21
5. 交換枚数削減の試算と自主行動計画への反映	21
(1) 最終目標期限までの交換枚数削減の試算	21
(2) 削減枚数試算の自主行動計画への反映と今後の対応の方向性	23
6. 手形・小切手以外の証券（その他証券）の削減に向けて	24
7. 2026 年度 of 取組み	25
8. 終わりに	26

1. 序文

2021年4月、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が事務局を務める「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、同年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」などとされたことも踏まえ、同年7月、検討会において「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」¹（以下「自主行動計画」という。）を策定した。現在の自主行動計画では、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標²としている。

2025年3月には、中間的な評価を実施し、一定の成果は見られるが、これまでの取組みだけでは目標の達成は困難と評価のうえ、これまでの取組みに加えて、抜本的な取組みを行う必要があるとした。その結果、抜本的な取組みとして、「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことを決定した。

来年度は、自主行動計画の最終年度に当たる。今般、各金融機関における評価項目の取組状況、手形・小切手の削減に関する取組施策の実施状況等を確認のうえ、最終目標達成のための道筋を取りまとめた。

¹ https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330719_1.pdf

² <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2023/n111501/>

2. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画の概要

項番	項目	内容
1	計画期間	自主行動計画策定（2021年7月19日）後から2026年度末までの約5年間
2	基本方針	約束手形等について、「紙」による決済をやめる観点から、電子的決済サービス（「電子記録債権」または「インターネットバンキング（以下「IB」という。）による振込」）への移行を強力に推進していくことで、産業界および金融界双方の事務負担・コスト削減やリスク軽減に寄与し、最終的に約束手形等の利用の廃止につなげる
3	最終目標	2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする

3. 政府の動向

手形・小切手機能の全面的な電子化に関する取組みは、2017年の政府の「未来投資戦略2017」³において、「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が掲げられたことに端を発している。その後、政府方針を踏まえて検討会において自主行動計画を策定したことは先述のとおりであり、その後の政府の動向は、図表1のとおりである。

直近では、2025年8月に公表された金融行政方針において、「手形小切手の全面電子化に向けた、金融業界の自主行動計画の着実な進展を後押しする」旨が明記された。また、下請代金支払遅延等防止法（通称「下請法」）の改正法である、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称「取適法」）が2026年1月1日に施行された。同法では、適用対象が拡大されるとともに、「手形払」等の禁止等の禁止行為が追加された。具体的には、手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されている。

【図表1：政府の動向（2021年以降）】

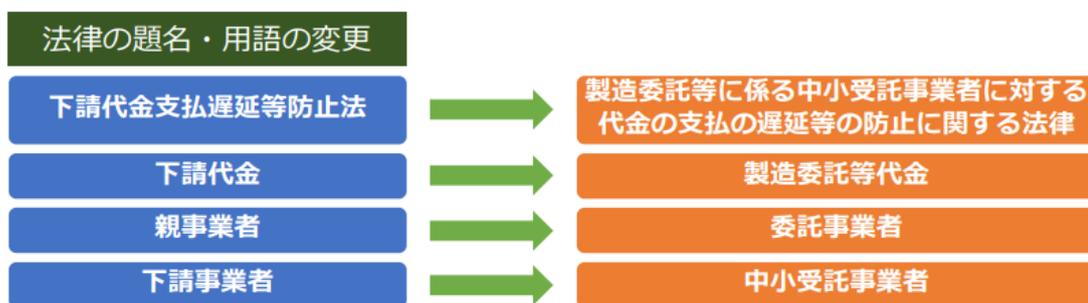
年月	主な政府文書等	概要（抜粋）
2021年6月	成長戦略実行計画	（略） <u>5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する</u> 。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、 <u>小切手の全面的な電子化を図る</u>

³ https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/seicho_senryaku/2017_all.pdf

年月	主な政府文書等	概要（抜粋）
2023年6月	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版 ⁴	約束手形・小切手の利用廃止に向けた <u>フォローアップを行う</u>
2023年6月	デジタル社会の実現に向けた重点計画 ⁵	決済については、 <u>法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、</u> (略)
2024年8月	金融行政方針 ⁶	<u>手形・小切手機能の全面電子化に向けて、金融界が公表した自主行動計画の着実な進展を後押しする</u>
2024年11月	国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策 ⁷	<u>約束手形・電子記録債権等の支払サイトの短縮・現金払い化、2026年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する</u>
2025年8月	金融行政方針 ⁸	<u>手形小切手の全面電子化に向けた、金融業界の自主行動計画の着実な進展を後押しする</u>
2026年1月	中小受託取引適正化法施行 ⁹	対象取引において、手形払等を禁止

【図表2：取適法の概要¹⁰】

改正事項



⁴ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2023.pdf

⁵ https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/b24ac613/20230609_policies_priority_outline_05.pdf

⁶ https://www.fsa.go.jp/news/r6/20240830/20240830_main.pdf

⁷ https://www5.cao.go.jp/keizail/keizaitaisaku/2024/1122_taisaku.pdf

⁸ https://www.fsa.go.jp/news/r7/20250829/strategic_priorities_2025_main.pdf

⁹ https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou-jyobun.pdf

¹⁰ https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf

適用対象の拡大

- **適用基準に「従業員基準」を追加**

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

- **対象取引に「特定運送委託」を追加**

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

- **「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止**

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

- **「手形払」等を禁止**

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

- **事業所管省庁に指導・助言権限を付与**

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります

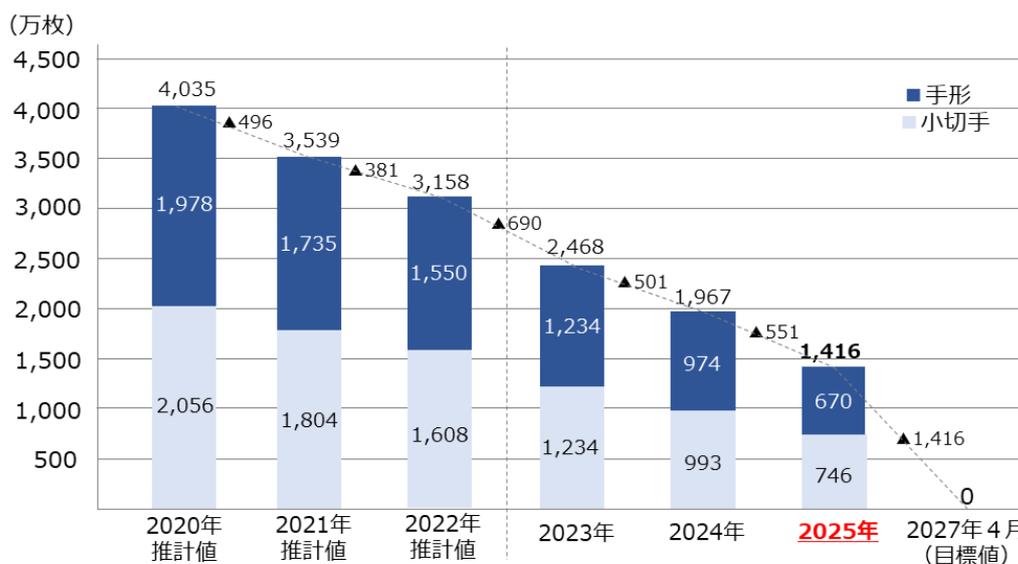
4. 2025 年度の取組み

ここでは、「3.」の政府の動向に加えて、現時点の電子交換所における手形・小切手の交換枚数の削減状況等や、産業界・金融界の2025年度までの取組みを確認していく。

(1) 手形・小切手の交換枚数の削減状況

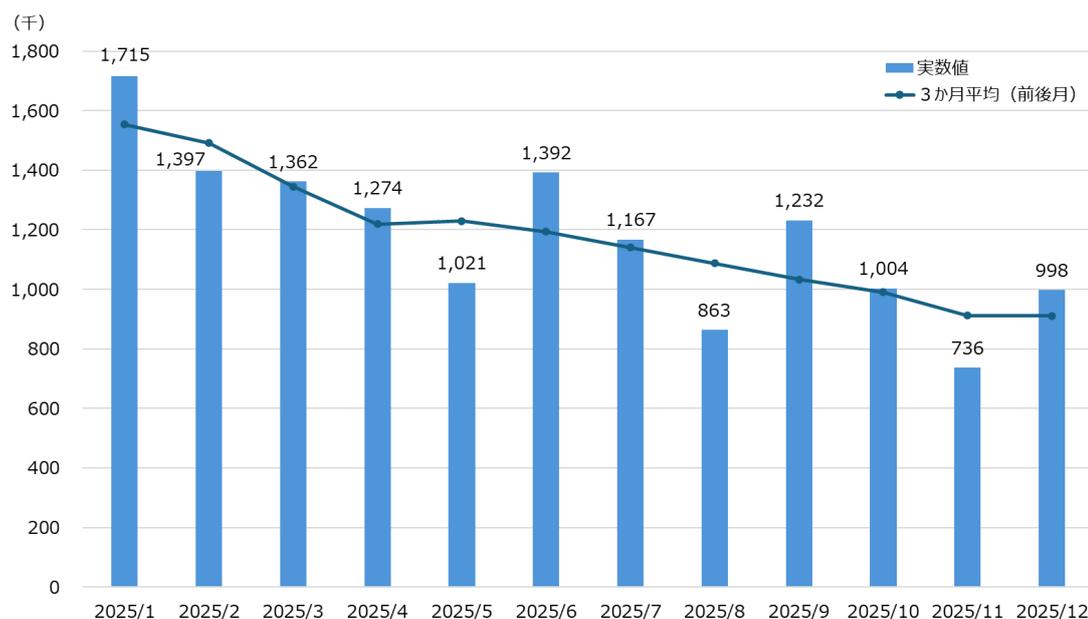
2025 年中の電子交換所における手形・小切手の交換枚数は、1,416 万枚（手形：670 万枚、小切手：746 万枚）であった。2025 年の削減枚数は 551 万枚に留まり、2024 年実績の 501 万枚から増加した（図表 3）ものの、目標値 984 万枚（2026 年度末までの 2 年間で毎年均等に削減する前提で設定）とは乖離がある状況となった。また、月間の交換枚数は図表 4 のとおり、2025 年 12 月時点で約 100 万枚となった。自主行動計画の目標達成のためには、2026 年度末までに、月間の交換枚数をゼロにする必要がある（今後の交換枚数削減の試算については、「5.」参照）。

【図表 3：手形・小切手の交換枚数および削減状況（年ベース）】



※2020年～2022年推計値は、各年の全国手形交換枚数（2020年：4,091万枚、2021年：3,588万枚、2022年：3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形 21%、小切手 26%）、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

【図表4：手形・小切手の交換枚数（月ベース）】



(実数値)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
枚数	1,715,234	1,397,254	1,362,124	1,273,744	1,021,212	1,391,833
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
枚数	1,166,639	863,396	1,232,202	1,003,509	736,432	997,614

※ 月末が休日の場合、当該日の交換が翌月に実施されるため、月毎の交換枚数に変動が生じる。

(前後3か月平均※)

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
枚数	1,553,428	1,491,537	1,344,374	1,219,027	1,228,930	1,193,228
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
枚数	1,140,623	1,087,412	1,033,036	990,714	912,518	910,553

※ 上記の変動を、前後3か月の平均を取ることで抑えたもの

(2) 全銀協の取組み（でんさいネット、政府・産業界・金融界等との連携含む）

全銀協では、2025年度に、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という。）と連携した企業に対する周知・広報活動、および各金融機関の取組みを後押しするための情報提供を進めた。なお、周知・広報活動においては、金融界・産業界・政府が一体となって、ワンボイスで実施することが重要であることから、関係各所と連携のうえで対応した。

① 全銀協・でんさいネットで連携した周知・広報活動

全銀協において、以下のとおりでんさいネットと連携して、周知・広報活動や説明会・プレゼンを実施し、手形・小切手を利用している企業に対して、電子的決済サービス（電子記録債権やIBによる振込）への移行の促進を行った。

a. チラシ・動画を作成、全国的な周知・広報の実施

自主行動計画の最終目標期限および電子交換所における手形・小切手の交換廃止時期である2027年3月末が迫っていること等をより強調したチラシおよび動画（15秒）を作成した（Appendix 1、2）。

このチラシでは、政府・産業界・金融界が連携して、ワンボイスで手形・小切手の電子化に関する一層の周知活動を実施するため、でんさいネットはもとより、金融庁、中小企業庁、日本商工会議所、全国信用金庫協会（信用金庫）、全国信用組合中央協会（信用組合）の協力のもと、全銀協を含めた7団体の名義を使用した。また、動画を使用し、YouTubeやTVerといった動画配信サービスでの動画広告を全国的に実施した。

さらに、手形・小切手機能の全面的な電子化の全体像が把握可能な特設サイトを開設した（Appendix 3）。特設サイトでは、電子化の目標期限（2027年3月末）までのカウントダウンを表示するとともに、電子化のメリット、電子化の流れのほか、上記チラシや動画、よくある質問を掲載している。また、特設サイト開設に伴い、当該特設サイトを周知するためのバナー広告を全国的に実施した。

加えて、電子交換所における手形・小切手の交換枚数の状況等を踏まえて、手形・小切手の利用が多いと思われる地域のラジオにおいて音声広告を実施するとともに、radikoのラジオサービスにおいて音声広告を全国的に実施した。

b. 地域・業界に対する周知・広報の強化

電子交換所における手形・小切手の交換枚数の状況等を踏まえて、手形・小切手の利用が多いと思われる地域・業界等に対してでんさいネットと連携して周知・広報活動を実施した。

具体的には、上記のチラシを活用し、手形・小切手の利用が多いと思われる地域の新聞、建設業、製造業、卸・小売業の業界誌／紙、税理士、会計士やオーナー経営者向けの雑誌、商工会議所の会報誌等に広告を掲載した。

加えて、上記の動画を活用し、交通広告として主要駅等においてデジタルサイネージの掲載を実施するとともに、首都圏や関西エリアにおける主要路線の電車内ビジョン広告を実施した。

c. 産業界の業界団体への会員企業向け周知依頼等の実施

でんさいネットと協働して、各産業界の業界団体（計11団体：自動車部品、建設機械、DIY・ホームセンター、印刷、段ボール、繊維、鉄鋼、分析機器、鋳造、建設等）と面談を実施した。うち8団体が会員企業に全

銀協およびでんさいネットが連携して作成したチラシ等により周知を実施するとともに、3団体においては関係会合にて、全銀協およびでんさいネットから手形・小切手の電子化に関するプレゼンを実施した。その他、各県の商工会議所、建設業協会等の団体への会員企業向け説明会においても同様にプレゼンを実施した（2025年度：計29回）。

d. 金融機関の取引先向け説明会におけるプレゼンの実施

金融機関が取引先向けに実施した説明会において、全銀協およびでんさいネットが、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する金融界の取組状況やでんさいの概要・操作方法等についてプレゼンを実施した（2025年度合計：34回）。

e. 企業向けオンラインセミナーの開催

全銀協およびでんさいネットは、共同主催により、企業向けオンラインセミナーを開催した（金融機関共催。金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所、一般社団法人日本経済団体連合会が後援。）。

本セミナーは2021年度から実施しており、上期（5月～7月）、下期（11月～1月）に分け、月3回程度実施してきたが、2025年度はより強力な周知活動を行うため、通年開催し、基本的に週に1回の頻度で開催した。延べ約1万2千人が参加した（図表5）。企業からは手形・小切手の今後の取扱い等に関する質問や、でんさいを利用した場合の操作、手続きに関する質問が多く寄せられた。

【図表5：企業向けオンラインセミナーの概要】

項目	概要
期間	2025年4月～2026年3月まで
主催	全国銀行協会、でんさいネット（金融機関共催）
後援	金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所、日本経済団体連合会
プログラム	①でんさい基礎編、②操作特化編、 ③でんさいライト編（8月から開始）、 ④QA編（1月から開始） ※ 全銀協は①において「手形・小切手の全面的な電子化の取組状況」について説明
実績	約1万2千人が参加

② 各金融機関の取組みを後押しするための情報提供

2025年度は、全銀協は、各金融機関の手形・小切手の電子化に関する取組みを後押しするため、以下のとおり、でんさいネットと連携し、金融機関

の地域内連携を目指した地区別交流会の開催や、最終振出期限の設定等に
係る法令面の整理と約款案の共有等、さまざまな情報提供を実施した。

a. 金融機関の地域内連携を目指した地区別交流会の開催

2025年2月に、でんさいネットと連携して、各県における業態を跨いだ連携の促進、でんさいライトの導入促進を企図して、九州地区の金融機関を集めた説明会を博多で開催した（56金融機関が参加）。当該説明会を皮切りに、4月には、四国地区の説明会を高松で、また、中国地区の説明会を広島で開催した（四国地区：21金融機関が参加、中国地区：35金融機関が参加）。その後も、各県に本店を置く金融機関に限定して、北海道、埼玉県、千葉県、富山県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県の地区別交流会をオンラインで実施し、各交流会において地域連携に向けた検討を進めていく認識を共有した。

上記の活動等も踏まえ、地域内金融機関の連携が進み、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた連携を公表した地域は、2024年度末時点の6地域から、2026年3月19日時点で36地域まで拡大した（図表6）。各地域においては、全銀協およびでんさいネットが連携して作成したチラシを活用して、各地域の金融機関のロゴを使用したチラシが作成されたほか、いくつかの地域では共同した説明会を開催し、当該説明会が新聞やテレビ等に取り上げられた。

【図表6：各地域における地域内金融機関の連携状況】（2026年3月19日時点）

都道府県名	公表日	都道府県名	公表日	都道府県名	公表日
北海道	2025/10	石川県	検討中	岡山県	2024/6
青森県	2024/10	福井県	検討中	広島県	—
岩手県	2025/11	山梨県	2024/11	山口県	2025/10
宮城県	—	長野県	—	徳島県	2025/10
秋田県	2024/7	岐阜県	2025/11	香川県	2025/7
山形県	2025/2	静岡県	2025/9	愛媛県	2025/6
福島県	2025/2	愛知県	2025/11	高知県	2025/6
茨城県	2025/9	三重県	2025/10	福岡県	2025/11
栃木県	2025/7	滋賀県	2026/2	佐賀県	2025/11
群馬県	—	京都府	2025/12	長崎県	2025/6
埼玉県	2026/3	大阪府	—	熊本県	2025/4
千葉県	2025/11	兵庫県	2025/12	大分県	2026/3
東京都	—	奈良県	—	宮崎県	2025/6
神奈川県	—	和歌山県	2025/12	鹿児島県	2025/7
新潟県	2025/3	鳥取県	2025/7	沖縄県	2025/9
富山県	検討中	島根県	2025/7		

b. 最終振出期限設定等に係る法令面の整理と約款案の作成、共有

2023年度から現在に至るまで多くの金融機関において、当座勘定開設先（新規・既存）への手形・小切手の発行停止または当座預金の新規開設

停止といった取組みが見られた（これを踏まえ、全銀協では、2024年度に当座勘定既定のひな型改正の参考例を作成し、全銀協会員銀行及び関係金融団体等に送付している）。

加えて、2024年度以降は、複数の金融機関において、さらなる取組み強化のため、最終振出期限の設定、他行を支払地とする預金入金扱いの受付終了が公表された。こうした動きを踏まえ、2025年12月、全銀協において、最終振出期限の設定、他行を支払地とする預金入金扱いの受付終了を実施する場合の法令面の整理、当座勘定規定の参考例や留意事項を作成し、全銀協会員銀行および関係金融団体等に送付した。

c. 各業態が開催する勉強会におけるプレゼンの実施

2024年度と同様、2025年度も、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会および全国信用組合中央協会の各団体が主催する会員金融機関向け説明会に登壇し、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する金融界の取組状況や金融機関の地域内連携状況等についてプレゼンを実施した。また、でんさいネットからは、でんさいネットにおける全面的な電子化に向けた取組みおよび金融機関における利用促進に向けた取組事例についてプレゼンを実施した。

d. 各金融機関の営業職員等に対する勉強会の実施

2025年度においても、2024年度と同様、でんさいネットと連携し、金融機関からの要望により、営業職員等に対する、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する金融界の取組状況やでんさいの基本的な概要等に関する勉強会を、計61回開催した（複数回実施した金融機関の重複を含む）。また、全銀協およびでんさいネットの手形・小切手の電子化やでんさいの説明内容について動画収録を行い、希望の寄せられた金融機関に配布し、当該金融機関の営業職員への研修等において活用している。

(3) でんさいネットの取組み

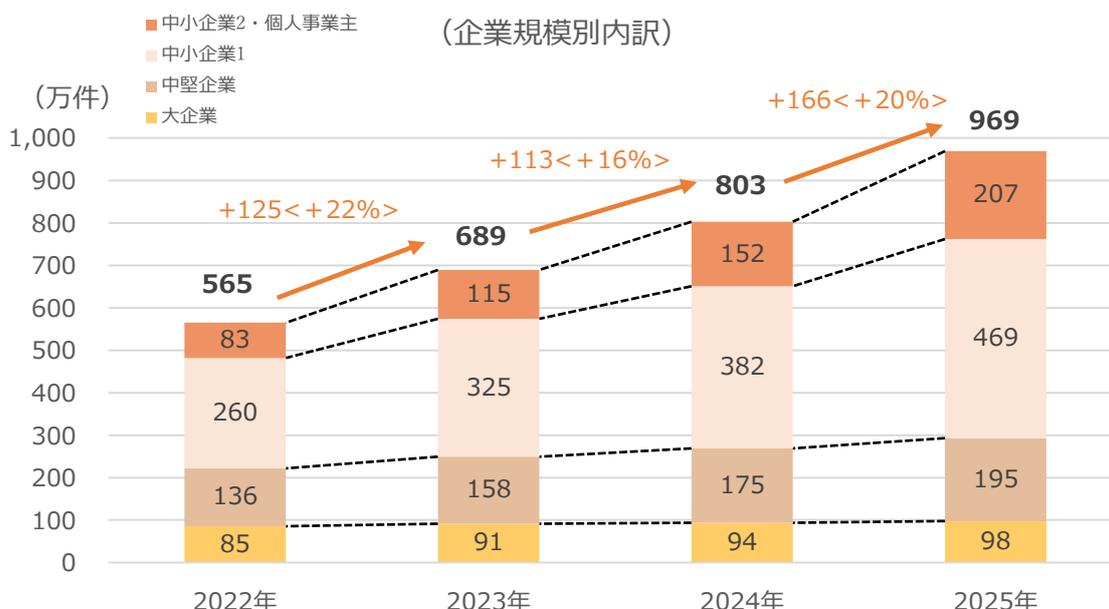
でんさいネットは、手形利用企業が、よりでんさいへ移行しやすい環境の整備に向け、以下の取組み等を実施した。

① でんさい発生記録請求件数の推移等

自主行動計画では、約束手形等の移行先の一つとして電子記録債権が位置付けられている¹¹ことから、「でんさい発生記録請求件数」は、電子交換所の交換枚数を構成する手形・小切手の電子化の状況を計測する指標となる。

2025年（年間）の「でんさい発生記録請求件数」は9,689,581件（前年対比約166.4万件の増加）となり、引き続き高い増加率を維持している。また、企業規模別に見ても中小企業を中心に満遍なく増加した（図表7）。

【図表7：でんさいの発生記録請求件数と前年対比増加件数】



※大企業：資本金10億円以上／中堅企業：同1億円以上10億円未満

中小企業1：同2,000万円以上1億円未満／中小企業2：同2,000万円未満

② でんさいライトの拡大

でんさいネットは、金融機関のIB等を通じて記録請求を行う間接アクセス方式に加え、IBの契約がなくてもでんさいの利用を可能とする「でんさいライト」を2024年11月にサービスインした。2025年11月には、取扱い金融機関が拡大し、現在、263の金融機関ででんさいライトを利用可能であ

¹¹ 自主行動計画では、約束手形等の移行先として、電子的決済サービス（「電子記録債権」または「IBによる振込」）を位置付けている。なお、決済手段は多様化しており、この他に、法人クレジットカード、ファクタリング、口座振替の手段も想定される。

る。また、2025 年度は、利用者や利用を検討中の事業者に対してより使いやすい環境を提供するために、機能改善やでんさいライト特設ページの更新を実施した。そのほか、オンラインセミナー（でんさいライト編）の実施や Web 広告掲載などの周知広報活動を行った結果、利用契約については累計で 7,000 件を超え、記録請求についても確実に増加している。でんさいライトと間接アクセス方式との差異は以下のとおりである（図表 8）。

【図表 8：でんさいライトと間接アクセス方式との差異】

	でんさいライト	間接アクセス方式
IB 契約	不要	(原則) 必要
IB 基本手数料	不要	(原則) 必要
1 件あたりの手数料	でんさいネットが一律設定	金融機関が設定
でんさい利用申込先/ 資金決済	金融機関	金融機関
使用デバイス	パソコン、スマートフォン、 タブレット	主にパソコン
利用画面	でんさいネットが提供	各金融機関が提供
支払金額の範囲	1 円以上 100 万円以下 (受取または譲渡で利用 する場合の上限はなし)	(原則) 1 円以上 100 億円未満
サービス提供時間	平日 8 時～19 時	金融機関によって異なる

③ 手形利用企業数等の実態調査の実施

でんさいネットは、金融機関における手形利用企業の実態把握等を目的に手形利用企業数等の調査を実施した。

2025 年度の調査結果は、2024 年度の前回調査と比較すると、手形振出企業数は減少傾向にあるものの、依然として 17.3 万社が手形を利用しており、また、でんさい債務未利用率（未契約率＋債務未稼働率）が 7 割を超えていることを踏まえると、でんさいの普及余地は依然として大きいことが推察される。（図表 9）。

【図表 9：手形利用企業数等の実態調査の集計結果】（ ）は前回比

手形振出企業数				
	うち未契約企業	未契約企業率	うち未稼働企業	未稼働企業率
173,179 社 (-46,225 社)	91,919 社 (-27,945 社)	53.1% (-1.6ppt)	36,378 社 (-18,033 社)	21.0% (-3.8ppt)

(4) 金融機関の取組み

自主行動計画では、計画期間内の毎年3月に評価項目の取組状況を調査・確認したうえで、その結果を本調査報告書に取りまとめ、公表することとしている。また、検討会は、金融界における関係団体¹²および都市銀行等におけるフォローアップ結果を踏まえ、総括的なフォローアップを行うこととしている。

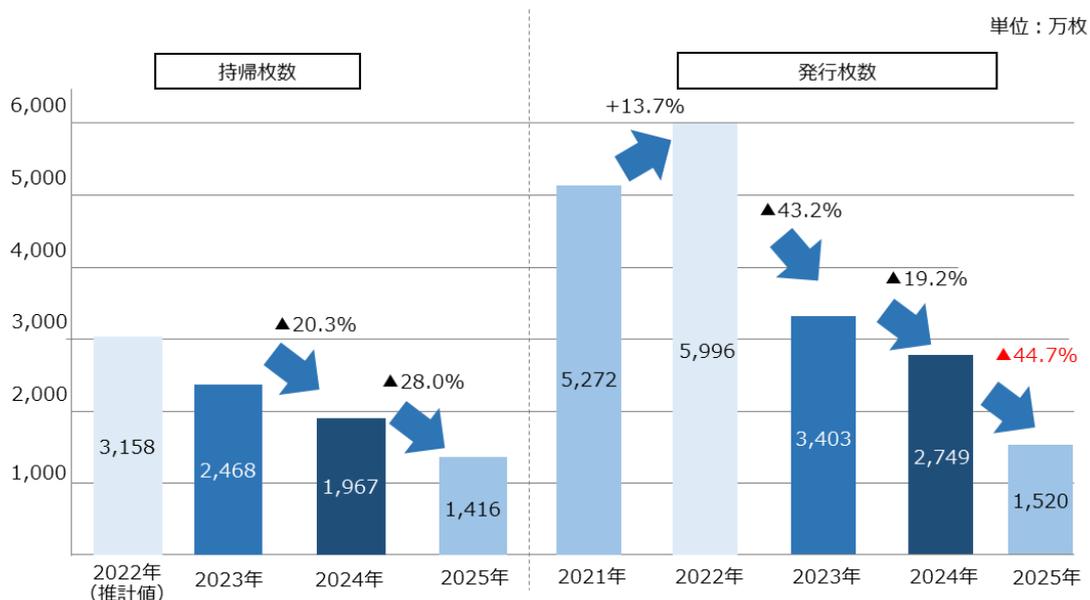
① 自主行動計画における評価項目にもとづく各金融機関における取組状況

2024年度は、昨年度と同様、自主行動計画における評価項目にもとづき、各金融機関における2024年中の取組状況を確認し、以下のとおり取りまとめた(図表10)。なお、例年実施していた「約束手形等の発行手数料、取立手数料等の見直しの検討」および「電子決済サービスに係る手数料の見直しの検討」については、各金融機関における手形・小切手の発行停止の取組が進展したことから(「4.(4)②」参照)、本年度は調査の対象外とした。

【図表10：調査結果】

a. 約束手形等の持帰枚数および発行枚数の減少状況(参考値)

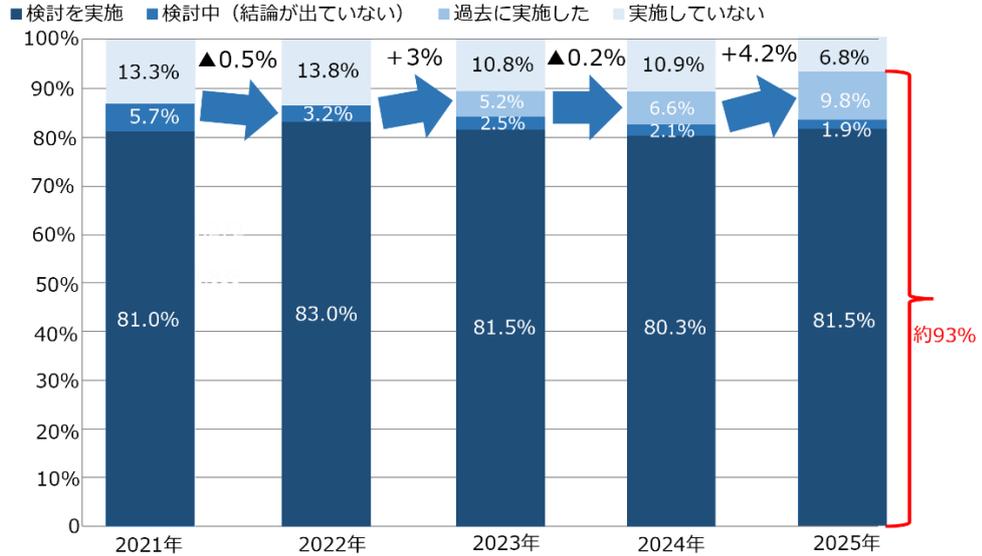
- 約束手形等の持帰枚数は2024年比で約28%減少。
- 約束手形等の発行枚数は2024年比で約45%減少



¹² 一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫

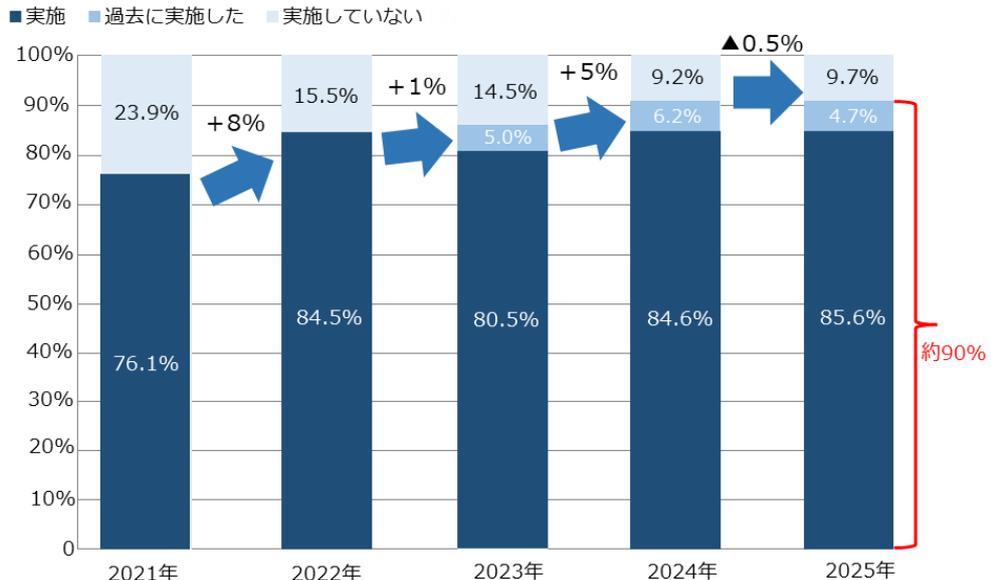
b. 電子的決済サービスの利便性向上（改善）策（UI/UX などの操作性・画面レイアウトの見直し、セットアップ（初期設定）の簡素化、対応 OS・ブラウザの拡大、取扱時間の拡大等）の検討有無

- （過去に実施した金融機関を含む）見直しの検討を実施済または検討中と回答した金融機関は全体の約 93%と前年比 4.2%増加
- 法人 IB の UI/UX および画面レイアウトの見直し、画面レイアウトの見直しの実施、でんさいの操作画面の見直し等を実施した金融機関が多数



c. 電子的決済サービスの導入支援（導入・切替に対する支援、電子化に係る広報・宣伝の実施、会計ソフト等と一体化したサービスの提供等）の実施有無

- （過去に実施した金融機関を含む）導入支援を実施済と回答した金融機関は全体の約 90%と前年比同水準
- 営業店と本部が連携したうえでの導入サポート等を実施した金融機関が見られた



d. 公的支援の活用を含む事業者への資金繰り支援の状況

- 手形廃止に伴い資金繰りに影響が見込まれる事業者に対しては、運転資金として当座貸越の利用に加え、手形割引に代わる手段としてでんさい割引の活用を提案し、事業者の経営状況に応じて柔軟に対応。
- 短期の資金需要についても証書貸付で対応できるように行内規定を整備。
- 取適法の対象となる可能性がある取引先リストを営業店へ還元し、支払サイト短縮による資金需要についてヒアリングを実施。必要に応じて個別支援を行った。
- 約束手形を利用している事業者に個別面談し、資金繰りに対する相談者へ当座貸越や長期一括返済型の証書貸付を案内し、資金繰りサポートを実施。
- クレジットカード等代替決済サービスの案内、手形廃止に伴う経営相談等の支援メニューをまとめたチラシを作成。

② 手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況

金融機関における手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況を確認したところ、その結果は以下のとおりであった（図表 11、12）。

図表 11 のとおり、「①当座預金における約束手形等の新規発行停止もしくは新規の当座預金の開設停止」、「②期日管理を伴う約束手形等（先日付の小切手を含む）の取立受付の停止」、「③既存先への手形用紙・小切手用紙の発行停止・終了（手形帳・小切手帳を含む）」、「⑥当座預金からの小切手以外の出金方法の制定」については、フォローアップ調査実施時の 2025 年 12 月末時点では 95%以上の金融機関が実施済あるいは実施予定という回答であった。

また、「④最終振出期限の設定」および「⑤他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止」については、実施済あるいは実施予定と回答した金融機関は約 35%であった。なお、「④最終振出期限の設定」については、電子交換所の交換枚数ベースでは 84%¹³に該当する（図表 12）。また、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行協会加盟行については、実施予定がほぼ 100%となっており、業態ごとに、取引先の特性を踏まえ取組状況が異なると考えられる。なお、図表 13 には今後実施予定の回答が多かった施策について、実施予定時期を取りまとめているが、最終振出期限の設定を実施予定と回答した金融機関のうち 72%が、最終振出期限を 2026 年 9 月末と設定していた（アンケート上の回答では、実施時期が 2026 年 10 月）。

¹³ 交換枚数は 2024 年実績をもとに算出しているが、一部推計が含まれる。

【図表 11：手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況等概要

(2025年12月末時点)】

(手形・小切手の削減に向けた取組施策)

①当座預金における約束手形等の新規発行停止もしくは新規の当座預金の開設停止
②期日管理を伴う約束手形等（先日付の小切手を含む）の取立受付の停止
③既存先への手形用紙・小切手用紙の発行停止・終了（手形帳・小切手帳を含む）
④最終振出期限の設定
⑤他行を支払地とする約束手形等の預金入金扱い受付の停止
⑥当座預金からの小切手以外の出金方法の制定（払戻請求書 等）

(取組施策の公表有無等)

(n=1, 117)	公表済		公表予定		小計		検討中		未検討等	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①	1,059	95%	22	2%	1,081	97%	22	2%	14	1%
②	1,057	95%	24	2%	1,081	97%	25	2%	11	1%
③	1,043	93%	45	4%	1,088	97%	25	2%	4	0%
④	241	22%	136	12%	377	34%	702	63%	38	3%
⑤	230	21%	131	12%	361	32%	719	64%	37	3%
⑥	1,012	91%	52	5%	1,064	95%	45	4%	8	1%

(取組施策の実施有無等)

(n=1, 117)	実施済		実施予定		小計		検討中		未検討等	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①	1,003	90%	81	7%	1,084	97%	19	2%	14	1%
②	999	89%	89	8%	1,088	97%	18	2%	11	1%
③	65	6%	1,028	92%	1,093	98%	20	2%	4	0%
④	5	0%	406	36%	411	37%	664	59%	42	4%
⑤	10	1%	378	34%	388	35%	692	62%	37	3%
⑥	954	85%	122	11%	1,076	96%	33	3%	8	1%

【図表 12：最終振出期限の実施・実施予定状況詳細（2025年12月末時点）

(金融機関回答数ベース)

業態	回答数	実施済		実施予定		検討中		未検討等	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
都銀	5	0	0%	5	100%	0	0%	0	0%
地銀	61	0	0%	59	97%	2	3%	0	0%
第二地銀	36	0	0%	36	100%	0	0%	0	0%
信金	254	0	0%	146	57%	77	30%	31	12%
信組	114	1	1%	75	66%	30	26%	8	7%
信託	6	0	0%	5	83%	1	17%	0	0%
労金	13	0	0%	11	85%	1	8%	1	8%
農協等	607	1	0%	60	10%	546	90%	0	0%
その他※	21	3	14%	9	43%	7	33%	2	10%
合計	1,117	5	0%	406	36%	664	59%	42	4%

(交換枚数ベース)

業態	枚数	実施済		実施予定		検討中		未検討等	
		枚数	割合	枚数	割合	枚数	割合	枚数	割合
都銀	3,618,076	0	0%	3,618,076	100%	0	0%	0	0%
地銀	4,703,498	0	0%	4,549,285	97%	154,213	3%	0	0%
第二地銀	1,178,539	0	0%	1,178,539	100%	0	0%	0	0%
信金	3,865,730	0	0%	2,222,034	57%	1,171,895	30%	471,802	12%
信組	351,170	3,080	1%	231,033	66%	92,413	26%	24,644	7%
信託	14,731	0	0%	12,276	83%	2,455	17%	0	0%
労金	1,658	0	0%	1,403	85%	128	8%	128	8%
農協等	131,000	216	0%	12,949	10%	117,835	90%	0	0%
その他※	290,243	41,463	14%	124,390	43%	96,748	33%	27,642	10%
合計	14,154,645	44,760	0%	11,949,984	84%	1,635,686	12%	524,215	4%

※ 「交換枚数」は2025年実績で集計しており、それぞれの「割合」の数値は一部推計が含まれる。
また、四捨五入の関係で、合計値が合わない場合がある。

【図表 13 : ③、④、⑤の公表予定時期・実施予定時期（2025年12月末時点）】

時 期	公表予定						実施予定					
	③		④		⑤		③		④		⑤	
2026年1月	15	33%	28	21%	28	21%	17	2%	0	0%	1	0%
2026年2月	12	27%	61	45%	61	47%	1	0%	2	0%	1	0%
2026年3月	6	13%	21	15%	22	17%	563	55%	2	0%	4	1%
2026年4月	4	9%	16	12%	13	10%	283	28%	10	2%	26	7%
2026年5月	0	0%	0	0%	0	0%	7	1%	1	0%	3	1%
2026年6月	3	7%	4	3%	2	2%	9	1%	1	0%	1	0%
2026年7月	3	7%	2	1%	2	2%	105	10%	1	0%	2	1%
2026年8月	0	0%	0	0%	0	0%	4	0%	2	0%	0	0%
2026年9月	1	2%	2	1%	0	0%	7	1%	25	6%	21	6%
2026年10月	0	0%	1	1%	1	1%	26	3%	294	72%	230	61%
2026年11月	0	0%	0	0%	0	0%	1	0%	2	0%	2	1%
2026年12月	0	0%	0	0%	0	0%	2	0%	14	3%	6	2%
2027年1月	1	2%	1	1%	0	0%	1	0%	7	2%	27	7%
2027年2月	0	0%	0	0%	1	1%	1	0%	22	5%	2	1%
2027年3月	0	0%	0	0%	1	1%	1	0%	23	6%	52	14%
合計	45	100%	136	100%	131	100%	1028	100%	406	100%	378	100%

(5) 産業界における取組状況（自主行動計画のフォローアップ状況）

中小企業庁は、例年、自主行動計画を策定している業界団体に対し、中小企業の取引条件の改善状況に関する調査（以下「フォローアップ調査」という。）を実施している。

フォローアップ調査の結果は、中小企業庁「中小企業政策審議会経営支援分科会取引問題小委員会¹⁴」において提示されている。2025年度の調査結果は、2026年3月23日に開催された会合において提示されており、同庁のウェブサイト公表されている。

なお、2026年1月末現在で、自主行動計画を策定済の団体の数は91に上り、2025年2月末時点の78から大きく増加している。

5. 交換枚数削減の試算と自主行動計画への反映

(1) 最終目標期限までの交換枚数削減の試算

2026年度は自主行動計画の最終年度であることから、これまでのような年単位での削減目標では目標達成に向けては不十分と考えられる。自主行動計画の目標である「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを確実に達成するためには、来年度からは月単位での削減目標の設定が必要になってくる。ここで、各金融機関が設定した最終振出期限の後は、当該金融機関による手形・小切手の交換持出は発生しないと考えられる。このため、月単位での削減目標を設定するにあたり、「4. (4)②」で取り上げた、各金融機関の手形・小切手の削減に向けた取組施策のうち、最終振出期限の設定に焦点を当てて試算を行う。試算の前提条件は、以下の図表14のとおりである。

【図表14：試算に当たっての前提条件】

- ✓ 通常の月の削減率は、2024年（1,967万枚）から2025年（1,416万枚）の28.01%をもとに、2.71%と仮定
- ✓ 最終振出期限については、手形と小切手で、以下の仮定を置いて試算
 - ・手形：最大2か月のサイトがあると仮定し、最終振出期限を設定した金融機関の交換枚数がゼロになるのは、2か月後と仮定
ex：2026年9月末に最終振出期限を設定した場合（2026年10月から実施した場合）は、2026年12月の交換枚数がゼロになると仮定
 - ・小切手：手形と異なりサイトは存在しないが、呈示期間が振出日の翌日から10日間であることから、最終振出期限を設定した金融機関の交換枚数がゼロになるのは、保守的に見積もって1か月後と仮定

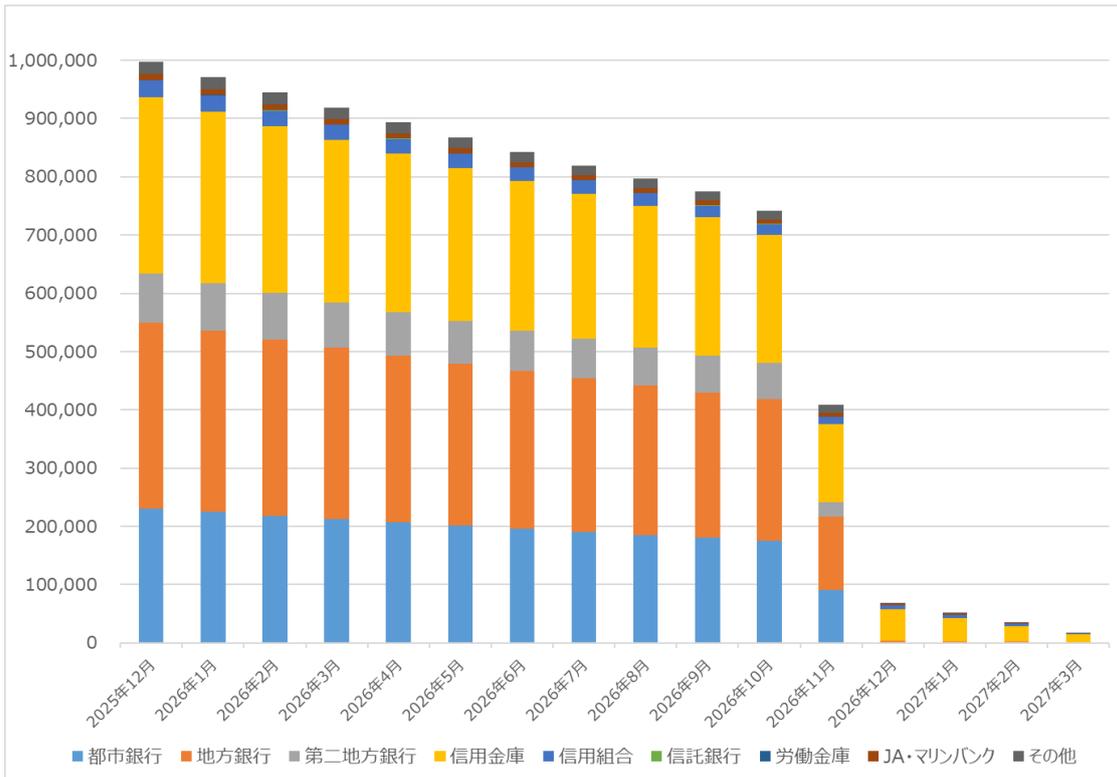
¹⁴ <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/index.html>

ex : 2026 年 9 月末に最終振出期限を設定した場合（2026 年 10 月から実施した場合）は、2026 年 11 月の交換枚数がゼロになると仮定

- ✓ 試算は、業態毎に上記計算を実施
- ✓ 実施時期を検討中と回答した金融機関には、2026 年 12 月の目標交換枚数の回答を依頼したことから、2026 年 12 月に当該数値も勘案
- ✓ 2026 年 12 月以降は、2027 年 4 月に交換枚数がゼロになる（2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数がゼロになる）ように線形で簡易的に試算

この試算の結果が図表 15 のとおりであり、最終振出期限の効果から、2026 年 11 月および 12 月に交換枚数が大幅に減少することが分かる。また、2026 年 12 月以降は線形で簡易的な試算となっているが、2026 年 12 月時点で交換枚数は約 7 万枚の残数となっており、これは 2027 年 3 月末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにするという自主行動計画の最終目標を達成するのに、一定の目線になる数値であると思われる。

【図表 15 : 試算結果】



月	2025 年 12 月	2026 年 1 月	2026 年 2 月	2026 年 3 月	2026 年 4 月	2026 年 5 月
枚数	997, 614	970, 604	944, 324	918, 729	893, 659	867, 174
月	2026 年 6 月	2026 年 7 月	2026 年 8 月	2026 年 9 月	2026 年 10 月	2026 年 11 月
枚数	842, 184	818, 927	796, 555	774, 639	742, 000	407, 995
月	2026 年 12 月	2027 年 1 月	2027 年 2 月	2027 年 3 月	2027 年 4 月	
枚数	68, 174	51, 130	34, 087	17, 043	0	

※ 実際の交換枚数は月末が休日か否かで変動する。なお、2026 年 1 月の交換枚数は約 77 万枚、2 月は同 73 万枚。

(2) 削減枚数試算の自主行動計画への反映と今後の対応の方向性

「5. (1)」での試算は、一定の仮定にもとづいたものではあるものの、月単位の交換枚数の目安になり得ると考えられる。そのため、自主行動計画の目標期限まであと1年であることを踏まえ、当該試算を自主行動計画に反映し、今後は、当該試算を新しい交換枚数の削減イメージとして設定する。他方で、当該試算にはいくつかの留意点がある。

1つ目が、2026年11月および12月において、交換枚数が急激に減少している点である。これは最終振出期限の設定について実施予定と回答した金融機関の多くが、2026年9月末を最終振出期限としている一方で、通常月の削減率を、2024年から2025年の削減率をもとに算出(2.71%と仮定)していることによるものである。このように交換枚数の急激な減少が発生すると、最終振出期限の前後には、電子化対応のために多くの事業者から金融機関への申込みおよび問い合わせが集中し、混乱が生じる可能性がある。こうした状況を避けるために、最終振出期限を設定している金融機関においては、電子的決済サービスへの移行には時間がかかる場合があることを改めて認識のうえ、最終振出期限前から余裕をもってより多くの手形・小切手の交換枚数を削減し、多くの事業者の電子的決済サービスへの移行を促す必要がある。すなわち、最終振出期限の設定にとどまらず、これまで以上に手形・小切手の交換枚数の削減に向けた事業者の電子的決済サービスへの移行の積極的な促進、ならびにきめ細かい案内・支援等に取り組む必要がある。

2つ目は、最終振出期限の設定を実施済・実施予定ではない金融機関における手形・小切手の交換枚数削減についてである。「5. (1)」の試算では、2026年12月時点で交換枚数は約7万枚となっている。これは、最終振出期限の実施を検討中と回答した金融機関における、2026年12月の目標交換枚数を反映したものであり、当該金融機関においては、同時点の目標交換枚数の達成と更なる削減、ならびに2027年3月末までの交換枚数ゼロに向けて、交換枚数を着実に削減していく必要がある。すなわち、これらの金融機関については、自主行動計画の最終目標達成に向けて手形・小切手の交換枚数を着実に削減するため、体制整備、移行推進、周知案内など必要な取組みを強化する必要がある。また、経営層による手形・小切手の交換枚数削減(2027年3月末までの交換枚数ゼロ達成)の必要性について認識のもと、企画部門と事務・営業部門が連携し、社内横断で一貫したメッセージ発信と支援体制の構築が期待される。

なお、これらの金融機関のうち、全銀協およびでんさいネットにおいて支援が必要と考えられる金融機関を選定のうえ、当該金融機関の要望を踏まえながら必要な支援を実施していく予定である。

6. 手形・小切手以外の証券(その他証券)の削減に向けて

2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換の廃止を実施した後には、電子交換所において、手形・小切手以外の証券¹⁵(以下、「その他証券」という。)のみが交換されることになる。

2025年の電子交換所におけるその他証券の交換枚数は約582万枚であった。その他証券の主要な構成は、定額小為替証書、株式配当金領収証、外国為替領収証および分類不能証券¹⁶である。

来年度は、電子交換所の廃止を見据え、特に交換枚数が多い定額小為替証書については、ゆうちょ銀行を中心に連携して代替決済手段等の検討を進める。また、株式配当金領収証、外国為替領収証および分類不能証券についても関係者と代替決済手段等の検討を進める。特に、株式配当金領収証については、2023年度からは、日本経済団体連合会、全国株懇連合会、信託協会、日本証券業協会、証券保管振替機構、ゆうちょ銀行および全銀協の関係7者で協議を実施し、株式配当金領収証自体の削減に関する施策を実施してきたが、この検討を継続する。

¹⁵ 電子交換所において分類不可の判定となった「分類不能」の証券を含む。「分類不能」のなかには、汚損等により正常に読み取れなかった手形・小切手等も含まれる。

¹⁶ 2025年の電子交換所における交換枚数は、定額小為替証書(335万枚)、株式配当金領収証(60万枚)、外国為替領収証(36万枚)、分類不能証券(146万枚)となった。なお、分類不能証券の中には株式配当金領収証や外国為替領収証が一定程度含まれる(アンケート調査に基づく推計値であるが、2024年度は分類不能証券169万枚中、株式配当金領収証は約1万枚程度、外国為替領収証は約50万枚程度)。

7. 2026 年度の取組み

2025 年は、政府・産業界・金融界の関係者が一体となって手形・小切手機能の全面的な電子化に向けてさまざまな取組みを実施してきた。

自主行動計画の最終目標の期限である 2026 年度は、「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」という最終目標を達成するため、以下について取り組んでいく。

(1) 2026 年度末の最終目標達成に向けた対応

- ①自主行動計画における評価項目にもとづく各金融機関における取組状況や、手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況をフォローする。
 - ・ 手形・小切手の削減に向けた取組施策等の実施状況については、最終振出期限の設定を中心に、四半期に一度を目途として、これまで以上に頻度を上げてフォローする。
 - ・ 各金融機関に対して、適宜、全体の交換枚数を還元する。
 - ・ 削減状況を踏まえて適宜検討会を開催する。
- ②引き続き、金融界・産業界・政府が連携して、ワンボイスで、抜本的な取組みも含め、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する周知活動を実施する。
- ③手形・小切手を利用している事業者や業界団体等に対して全面的な電子化の説明を継続する。
- ④でんさいネットとも連携のうえ、全面的な電子化に係る周知・広報を強化・継続する。
- ⑤支援が必要と考えられる金融機関に対し、全銀協、でんさいネットが連携のうえ、当該金融機関の要望を踏まえながら、必要な支援を実施する。

(2) その他証券に関する対応

- 電子交換所の廃止を見据え、その他証券について、関係機関・関係省庁とも連携のうえ、その他の決済手段や電子交換所以外での代替決済手段等の検討を行う。

8. 終わりに

「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」という自主行動計画の最終目標達成期限まで残り約1年となっており、手形・小切手機能の全面的な電子化に関する取組みは最終段階に入った。来年度は、最終目標を達成するための覚悟を持った対応が必要となる集大成の年度になる。

「5.」において、最終目標達成に向けた一定の目線を試算したものの、2025年12月には約100万枚の手形・小切手が電子交換所において実際に交換されており、最終振出期限を設定する金融機関が広がってきているとはいえ、電子的決済サービスへの移行を進め、交換枚数の着実な削減、ひいては2026年度末までの交換枚数ゼロを達成することは容易なことではない。

各金融機関においては、これまで以上に、企業に対する電子的決済サービスの導入支援や資金繰り支援等を行いながら、手形・小切手機能の電子化に関する取組みの促進が求められる。全銀協としても、でんさいネットとの連携を更に強化して周知・広報を実施するとともに、金融界・産業界・政府一体となって関係団体と連携しながら金融機関の取組みを後押しする施策を実施し、これまで以上に、手形・小切手機能の電子化に関する取組みを促進する。

各金融機関におかれては、本調査報告書を通じて各種取組みの進捗状況を確認し、来年度が自主行動計画の最終目標の期限であることを改めて認識のうえで、さらなる電子化の取組促進に向けて、最終目標達成のための必要な施策の見直し等に活用するとともに、引き続き主体的かつ積極的な取組みを着実に実施いただきたい。

以 上

Appendix

1. チラシ¹⁷

【表面】

**紙の手形・小切手
利用廃止へ**

2027年3月末
交換廃止

**2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。**

政府方針⁽¹⁾をもちに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(1) 紙の手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う「新しい資本主義のランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣府)」より

金融庁 中小企業庁 日本商工会議所 でんさい ネット
BA 一般社団法人 全国銀行協会 SHINKIN 信用金庫 信用組合 しんてき

【裏面】

Q 2027年3月末までに電子化しないとどうなるの？

A 事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用がでなくなる可能性があるため、早急に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 事業者さまにとって、多くの金融機関では2027年3月末以降に紙の手形・小切手・小切手を利用し続けることができない可能性があります。また、中小企業の専門業者や2027年4月以降に廃止となる事業者の代表者も対応が難しくなります。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには準備が求められる場合があります。

Q 電子的決済サービスには何があるの？

A でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、(コスト削減) (事務負担軽減) (リスク低減) 等のメリットがあります。

電子化のメリット

1 コスト削減	2 事務負担軽減	3 リスク低減
紙の手形・小切手 の発行・決済 コスト削減	紙の手形・小切手 の発行・決済 の手間削減	紙の手形・小切手 の発行・決済 のリスク低減

Q 電子的決済サービスの導入は難しいのではないの？

A かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1 金融機関へご相談/申込

事業者さまの電子化要望や資金繰り実態等の申告を行い、必要書類の提出も済み

STEP 2 取引先へご案内

でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えご案内

STEP 3 社内の導入準備

事務手帳や管理手帳の廃止を行い、取組設定

金融庁行務部のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報も掲載中！
詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

2. 動画 (15秒)¹⁸

手形・小切手を利用中のすべての事業者さま!

**紙の手形・小切手
利用廃止へ**

⚠ 政府の方針です!

3. 特設サイト¹⁹

**紙の手形・小切手
利用廃止へ**

2027年3月末までに紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針⁽¹⁾をもちに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(1) 紙の手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う「新しい資本主義のランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣府)」より

**手形・小切手の電子化の目標期限まで
あと400日**

電子化⁽²⁾のメリット

(2) 紙の手形・小切手を電子的決済サービス(でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等)に切り替えること

支払企業 ← [コスト削減] [事務負担軽減] [リスク低減] → 受取企業

場所を選ばず利用可能

- ☑ いつでもどこでも非対面の決済取引
- ☑ 資金繰り・振込等への決済準備

資金繰りの円滑化

- ☑ 入金目録に自動入力
- ☑ 入金履歴のリアルタイム把握
- ☑ 入金履歴のリアルタイム把握

電子化の流れ

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1 金融機関へご相談/申込

事業者さまの電子化要望や資金繰り実態等の申告を行い、必要書類の提出も済み

STEP 2 取引先へご案内

でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えご案内

STEP 3 社内の導入準備

事務手帳や管理手帳の廃止を行い、取組設定

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

¹⁷ (チラシURL) https://www.zenginkyo.or.jp/tegata-kogitte-haishi/assets/pdf/tegatadenshi_leaf_2025.pdf

¹⁸ (動画URL) <https://youtu.be/BhXCdvTyzNc>

¹⁹ (特設サイト URL) <https://www.zenginkyo.or.jp/tegata-kogitte-haishi/>